

6 国税との主な相違点について

(1) リース資産について

国税においては、平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについて、原則として、売買に準じた方法によることとされました。

固定資産税（償却資産）においては、従前と同様に資産の所有者である賃貸人（リース会社等）が、当該資産の申告をしていただく必要があります。

ただし、所有権移転を伴うファイナンスリースについては、賃借人が当該資産の申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(2) 減価償却について

平成19年度の税制改正により、**国税における減価償却制度**が次のとおり変更されました。

- ① 償却可能限度額（取得価額の95%）および残存価額が廃止されました。
- ② 備忘価額（1円）まで償却できるようになり、新たな定率法が導入されました。

※ 国税と固定資産税では減価償却率等が異なりますのでご注意ください。

固定資産税（償却資産）における減価償却は、固定資産評価基準により次のとおり定められています。なお、国税における減価償却制度は変更になりましたが、固定資産税（償却資産）の変更はありません。

- ・ 耐用年数に應ずる減価率については、固定資産評価基準別表第15に定める率（P14参照（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第7に掲げる旧定率法の償却率と同じ率））により減価償却すること。
- ・ 評価額の最低限度額は取得価額の5%とすること。

国税と地方税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度制度（決算期日）	賦課期日制度（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産：「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用	定率法のみ ・固定資産評価基準別表第15「耐用年数に應ずる減価率表」に定める減価率（P14参照） ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳制度の適用	認められます	認められません
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められます	認められません
評価額（残存価額）の最低限度額	1円	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）
建設仮勘定簿外資産 償却済資産	減価償却していない（注）	事業の用に供していれば課税
所有権移転外リース取引の資産	原則として賃貸人が減価償却	所有者（賃貸人）に課税

注：建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。